

消防予第170号
平成20年7月8日

各都道府県消防主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長

執務資料の送付について

障害者ケアホーム等の消防法上の取扱いに係る質疑応答について、別添のとおりとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

なお、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

別添

- 問1 現行の消防法施行令別表第1(6)項口については、障害者共同生活介護等が含まれる障害福祉サービス事業を行う施設について「生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る」と規定されており、障害者共同生活介護等を行う施設(障害者ケアホーム等)が明確に規定されていないが、同項口に障害者ケアホーム等は該当するのか。該当するとした場合、その考え方をご教示願いたい。
- 問2 上記1について該当するとした場合にあっては、現在、同項口には該当しないものとして運用されている状況が一部あることも踏まえ、早期の対応を促しつつ、規制の適用に当たって対応のための十分な期間が必要と考えられるがどうか。特に、消防法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第179号)により、平成21年4月1日以降、改正後の同項口及びハに障害者ケアホーム等が明確に位置付けられ、平成24年3月31日の経過措置期間までに、入所者の状況や面積に応じて、スプリンクラー設備や自動火災報知設備等を設置しなければならないこととされており、こうした規制に向けた対応の準備が進められている状況も踏まえ、どのように対処すべきかご教示願いたい。

(答)

- 1 令別表第1においては、火災予防上の観点から、防火対象物の態様、社会的機能等の業態を勘案し、類似の用途ごとに区分して項が設けられており、その区分に当たって設けられている施設名称の用語については、一部を除き関係法令における定義等は引用していない。すなわち、関係法令の規定は衛生、風俗取締、福祉、教育等の観点からなされているものであって、火災予防とは趣旨を異にするものであり、それらを基礎としながらも、令別表第1の用途区分は、あくまでも火災予防上の実態に即して判断すべきものとされている。

このような観点から、令別表第1(6)項口にあつては、高齢者、児童、障害者等の福祉援護を行う施設として、当該防火対象物におけるサービスの提供内容、高齢者等のサービスへの依存の程度等を総合的に勘案した上で、その実態に応じ、当該用途に該当するかどうか判断するものである。

- 2 既存の障害者ケアホーム等の中には、所轄消防機関の判断として、令別表第1(5)項口等に区分されているものが実態として存するところである。また、こうした施設で、実態に照らし、同表第1(6)項口に区分される施設の基準に沿った対応が適切と考えられるものにあつては、新たに安全対策を講じることが求められる場合もあるが、現在の取扱いが必ずしも関係者の不作為によるものではないこと等から、その実施に係る負担にかんがみ実情に即した取扱いを求められているところと承知している。

このようなケースについては、個別の防火対象物の実情を勘案しながら、関係者に対し早期の対応を促す一方、消防法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第179号)等による高齢者や障害者等の安全確保の趣旨、その施行期日や経過措置期間等を踏まえ、関係基準に適合するまでの間の当面の措置として、火気管理や可燃物管理の徹底、火災の監視体制や通報体制の強化を図るよう指導していくことが適切と考えられる。